



安全第一

建設現場 無災害運動月間

～ 令和最初の年末も笑顔で過ごそう ～

令和元年 12月1日～12月31日



無災害で
お願いします



秋田労働局・各労働基準監督署

秋田労働局建設無災害運動月間(令和元年12月)実施要項

1 趣旨・目的

年末は、建設工事現場が繁忙時期に入るとともに、降雪期を迎え作業環境が厳しくなることに伴って労働災害が増加することが懸念されるため現場の安全配慮が必要です。

また、過去にも冬季時の降雨後に発生した土砂崩壊事故のように、天候が影響した多くの自然災害が全国的に発生し、これらの対策を講じた現場の在り方も重要になっています。

このようなことから、秋田労働局では、建設事業者に対し、年末の労働災害発生を防止することを目的に、12月1日から31日までの期間を、「建設現場無災害運動月間～令和最初の年末も笑顔で過ごそう～」と定め、経営トップ・現場管理者及び、現場作業員に対し、労働災害防止に向けた指導、周知等を実施します。

2 現場における重点実施事項

(1) 経営トップの労働災害防止に関する方針表明

- ① 労働安全衛生関係法令等の遵守と、パトロール実施による現場内の安全確認及び、作業員に対する意識の高揚を図ること
- ② 年末繁忙期における、適正な作業工程の確認、並びに有資格者の適正配置を行うこと

(2) 墜落・転落災害の防止

- ① 仮設足場における「より安全な措置」として、わく組足場の上さん及び、わく組足場以外の足場への幅木の設置
- ② 仮設足場を設置する場合は、「手すり先行工法」を選択するようにして、足場の組み立て解体時における墜落防止対策を徹底すること
- ③ 平成31年2月施行の適切なフルハーネス型安全帯の使用を行うこと

(3) 建設機械・クレーン等災害の防止

- ① 建設機械等の作業半径内の立ち入り禁止措置の徹底
- ② 建設機械と作業員の接触災害を防ぐため、誘導員の配置
- ③ 荷のつり上げ作業時における、つり荷下への立ち入り禁止措置の徹底

(4) 土砂崩壊災害の防止

- ① 溝掘削工事において、土止め支保工の設置を徹底すること。また、土止め支保工の未設置箇所に作業員等を掘削箇所に立ち入れないこと
- ② 雨天後や融雪後は、土砂崩壊の危険性が高くなるため、作業前に地山の点検を実施し、安全を確認してから作業を行うこと

(5) 転倒災害の防止

- ① 敷鉄板の凍結や、つなぎ目の段差で転倒する危険性が高くなるため、融雪剤の散布や、段差解消を図ること
- ② 日没時間が早くなったり、悪天候により照度が確保できない場合があるため、作業場所や通路に照明を設置して照度を確保すること

(6) 不安全行動による労働災害の防止

- ① 工期を重視した、不安全行動の見逃さないよう、現場全体の安全意識の高揚を図ること
- ② 現場内の「見える化」を推進し、誰でも同じレベルの安全対策が行えるよう、工夫した災害防止対策に取り組むこと

